



英語教育をすべての園児まで拡大を

梁瀬里司(令和研究会)



- 問 市では、令和6年度より「英語のできる行田つ子育成事業」として「外国语指導員派遣業務委託」を実施しており、市内の幼稚園8園にて、年少から英語の学習を行っている。そこで、この事業を市内全保育園にまで拡大できないか。
- 答 保育園への事業拡大については、本事業の効果を十分に分析するとともに、先進自治体の取組等を調査するなど研究を進めていく。
- 八幡通りにトイレの設置を
- 問 市では「八幡通り」を賑わい創出の場とするため、事業を行っているが、おもてなしとして、公共トイレを設置できないか。
- 答 トイレの必要性は十分認識しており、令和7年度から実施する「まちなかウォーカープル推進事業」において、令和11年度を日程に新町通り沿いに設置していく予定。
- (その他)の主な質問
- 道路の安全対策（陥没等）
 - 熱中症対策（水城公園）
 - クビアカツヤカミキリ対策



スターバックス誘致問題～

村田秀夫(日本共産党)

反対署名発起人宅への訪問について



- 問 市は署名者や署名発起人宅を訪問して、損害賠償の言葉まで出して取り下げを求めたことだが、市民の請願権や個人の思想・良心の自由を侵すことではないか。
- 答 署名活動を行い市に請願したことについて面会を申し入れたのではない。出店に向けた契約を阻害した方々に対する面会で、市に請願を行つたことには触れておらず侵害にはあたらない。
- 問 市の職員が訪問することの重さに思いが至つていいのではないか。撤回用紙まで用意して置いていくその行為だけでは相手は翻意を促す説得活動だと思ってしまう。署名の中に疑問があつても一定の不確からしさを含んだ要望書が提出されたとして受け取ればよい。違憲判決の判決文は、高度な尊重を要する権利だからこそ確かに住民を委縮させてはいけないと述べているのではないか。
- 答 訪問は事実に関する説明をしただけで、表現の自由、請願権の侵害には当たらない。

財源の確保について

養田英雄(蒼倫維新)



- 問 行田市郷土博物館の入館料は適正か。
- 答 公立博物館の入館料は原則無料であることを踏まえると、入館料は適正である。
- 問 現行の入館料に設定されたのはいつか。
- 答 平成5年9月に改定した。古代蓮会館の入館料は適正か。
- 問 現行の入館料に設定されたのはいつか。
- 答 平成5年9月に改定した。古代蓮会館の入館料は適正か。
- 問 行田市郷土博物館の入館料は適正か。
- 答 現在の入館料は平成12年に定めたものである。料金を据え置いた中で多くの方に来ていただくという考え方もあるが、稼げる観光施設として位置づけていくことも必要であると認識している。
- 問 敬老祝金は減額すべき。
- 答 減額を含めた敬老祝金の見直しについては、行田市敬老事業検討打ち合わせ会議にかける意見等を踏まえ適切に対応していく。
- 問 埼玉県内の敬老祝金支給状況から本市は比較的恵まれていると思うが、見解を伺う。
- 答 県内の各市町村の敬老祝金の状況から本市の敬老祝金が恵まれているかどうかは、一概には申し上げられない。